

大崎市病院事業ウェブサイト更新業務 デモンストレーション実施要領

1 目的

この要領は、「大崎市病院事業ウェブサイト更新業務公募型プロポーザル実施要領」に基づく、デモンストレーションを実施するために必要な事項を定めるものである。なお、デモンストレーションの結果はプレゼンテーションの評価点数へ直接反映される。

2 評価員

評価員の人数は5人以内とし、大崎市病院事業（以下、「発注者」という。）の指名する職員により構成する。

3 評価項目

（1）評価員は、事業者の提案内容について、以下の基準に従い、5段階で評価を行う。

評価	5	4	3	2	1
各項目について、右の基準で評価を行う。	<ul style="list-style-type: none">優れている。高度な能力を有している。大いに評価できる。	<ul style="list-style-type: none">評価できる。	<ul style="list-style-type: none">普通である。平均的である。	<ul style="list-style-type: none">あまり評価できない。	<ul style="list-style-type: none">劣っている。能力が不足している。評価できない。

（2）デモンストレーションの内容については、次の項目について評価するものとする。

項目番号	評価項目	配点
1	リニューアル実施後に使用する CMS（ウェブサイトの構築に関する専門的な知識がなくてもウェブサイトの作成・更新等ができるシステム）において、保守・管理業務の効率性を踏まえた提案であるか。	10点
2	テキスト入力や画像・動画の挿入が容易な操作画面を用意し、専門的な知識がなくてもウェブページの作成及び更新が可能であるか。	10点
3	システムの運用管理について、専門的な知識を必要としない操作性及び操作画面であるか。	10点
合計30点満点		30点

（3）デモンストレーションの内容に対する評価の点として30点を与え、以下のとおり算出する。

配点	計算式
10点	5段階評価の数値×2

4 審査の方法

- (1) 審査は、一次選考審査を通過した事業者に対して行う。
- (2) 実施方法は、現地開催又はリモートで実施するものとし、日時等については提案事業者に対し電子メールにて通知する。
- (3) デモンストレーションの注意事項は次のとおり
 - ア デモンストレーションの時間は、1提案者あたり30分以内とする。
 - イ デモンストレーションの順番は、企画提案書の受付順とする。
 - ウ デモンストレーションに必要となる機材のうち、大型モニタ、プロジェクター又はスクリーンは発注者で準備する（接続形式はHDMIケーブルによる）。パソコンその他必要なものがある場合は、提案者にて準備すること。
 - エ デモンストレーションに係る費用は、提案者の負担とする。
 - オ デモンストレーションに参加できる人数は5名以内とする。
 - カ デモンストレーションに用いる資料は、企画提案書の内容のみとする。
 - キ デモンストレーションをリモートで行う場合は、別途通知するものとする。
 - ク デモンストレーション開始予定時刻の15分前までに所定の場所に到着していること。
- (4) 評価員は、(1)の5段階評価を行うにあたり、その評価理由をデモンストレーション審査表（別紙6）に記録する。
- (5) 集計については以下のとおり
 - ア 評価員から回収したデモンストレーション審査表について、評価員名及び点数の記入漏れの有無を確認する。記入漏れ等があった場合は、評価員本人において速やかに修正する。
 - イ 確認にあたっては、庶務担当2人が、確認・検算作業を行う。
 - ウ 検算済のデモンストレーション審査表を基に、全評価員の審査結果集計表（別紙7）を作成する。

5 審査後の流れ

- (1) 審査結果集計表及び評価員により作成されたデモンストレーション審査表は回収し、大崎市病院事業ウェブサイト更新業務プロポーザル審査委員会の審査委員へ送付する。

6 問合せ先

- (1) 部署名：大崎市病院事業経営管理部経営企画課経営戦略係
- (2) 所在地：〒989-6183 宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号
- (3) 電 話：0229-23-3311（内線1113）
- (4) FAX：0229-23-5380
- (5) E-mail：kikaku@h-osaki.jp